

頻発する大規模地震に備える「災害に強い暮らし」の実現

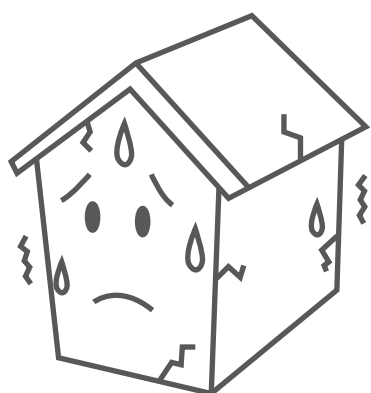
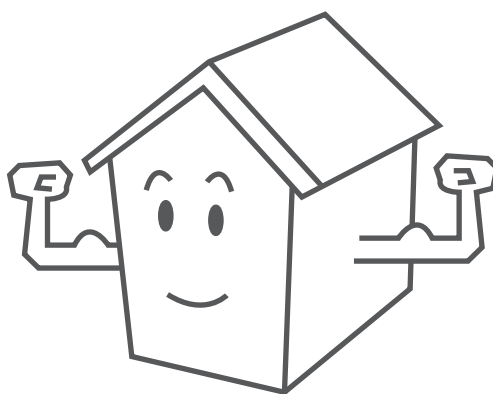
耐震



—住宅・建築物の耐震化とその支援・相談先のご案内—

なぜ。。。？

- ・ 阪神・淡路大震災（H7）では人的被害の約 9 割が住宅・建築物の倒壊によるものでした。
- ・ 近年、東日本大震災（H23）などの大規模な地震が頻発しており、今後発生する恐れのある南海トラフ巨大地震の想定も見直されています。
- ・ 特に昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築されたものは、耐震性に劣るものが多いので、震災時の被害が心配です。



どうするの。。。？

- ・ 本町は「おい町耐震改修促進計画」を策定し、計画的に住宅・建築物の耐震化を進め、地震に強い安心な町づくりに取り組んでいます。
- ・ 様々な支援事業を活用するなどして所有者が積極的に耐震化を行うような機運を高めていきます。

◆おい町（問合せ：建設課 TEL.0770-77-4057）◆

まずは耐震診断を!!

地震に対して建物をどのように作るかは建築基準法に定められており、「耐震基準」といいます。現在の耐震基準は、昭和 56 年 6 月 1 日から、より安心な「新耐震基準」に改正され、強化されています。

本町の住宅の耐震化率は、平成 27 年度に 52.9%となっており、平成 32 年度には 90%を目標としています。

住宅の耐震性能を高めるためには、まず耐震診断を行いましょう。耐震診断は地方公共団体の支援が受けられますので、是非活用しましょう。

支援事業のご案内

耐震診断と耐震化の提案

◎木造住宅耐震化促進事業（耐震診断・補強プラン）

- ・ 一戸建て木造住宅の耐震診断（一般診断法）と
具体的補強プランをセットにした助成

耐震改修

◎木造住宅耐震化促進事業（耐震改修）

- ・ 一戸建て木造住宅の耐震改修工事への助成
- ・ 福井県木造住宅耐震診断士による工事監理

建替え・改修

◎県産材を活用したふくいの住まい支援事業

- ・ 在来工法による木造住宅の新築・改修の助成

税制優遇

◎住宅等に係る耐震改修促進税制

- ・ 所得税特別控除、固定資産税の減税（一定期間）など

◎住宅ローン減税制度

安心して耐震改修を進めるための相談先

木造住宅の耐震診断の申し込み

＜窓口＞ おおい町役場 建設課 TEL. (0770) 77-4057

耐震診断および耐震改修に関するご相談

- （一社）福井県建築士会
- （一社）福井県建築組合連合会
- （一社）福井県建築工業会
- （一社）福井県建築士事務所協会
- （一財）福井県建築住宅センター